

～公的年金等を受給されている皆さまへ～

税務署への所得税の確定申告が不要でも、市・県民税(住民税)の申告が必要な場合があります。

次のような場合は市・県民税(住民税)の申告が必要です。

☆ 公的年金等以外の所得があり、合計所得金額が次の算定で求めた額を超える場合
〔 35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+10万円+21万円 〕
〔 (21万円加算は、同一生計配偶者 又は 扶養親族のある人に対してのみ) 〕

☆ 公的年金等から控除されていない社会保険料控除(国民健康保険料等)、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、扶養控除の追加及び寄附金税額控除などの適用を受けようとする場合

※ 市・県民税(住民税)に関して詳しいことは、HPのお問い合わせフォームからお尋ねください。



神戸市HP
住民税(市県民税)の申告が必要な人

次の①と②の両方に該当する場合は、税務署への所得税の確定申告は不要です。

① 公的年金等の収入金額(注1)が、400万円以下

② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額(注2)が、20万円以下

(注1) 2か所以上から受給されている場合は、その合計額です。

(注2) 「公的年金等に係る雑所得以外の所得」で主なものは、次のとおりです。

- ・給与所得・・・給与・賞与、パート収入など
- ・雑所得(公的年金等以外)・・・個人年金、原稿料など
- ・配当所得・・・株式や出資の配当など
(上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除きます。)
- ・一時所得・・・生命保険の満期返戻金など

ただし、所得税の還付を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。

公的年金を受給されている方の 市・県民税(住民税)申告に関するフローチャート

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得が20万円以下の方は、下記のフローチャートで市・県民税申告書の提出が必要であるかチェックしてください。

また、申告内容は市・県民税(住民税)の税額の決定だけでなく、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料などの保険料の算定や給付の所得区分の判定に用いられることがありますので、適正な申告をお願いします。

